

「営繕積算企画調整室」が 発足しました

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課
たかはし たけお
営繕積算企画調整室長 高橋 武男

1

はじめに

本年4月10日、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課に「営繕積算企画調整室」が発足しました。

これまで官庁営繕部計画課の積算班として、①官庁営繕部発注の営繕工事の積算、②積算基準類の整備及び普及・促進、③積算システム・コスト情報システムの整備・運用等について所掌していましたが、これらに加え、①昨年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（改正品確法）への対応、②公共建築工事の円滑な施工確保対策等に効果的かつ組織的に取り組むことを目的として「営繕積算企画調整室」が発足しました（図—1参照）ので、その概要を紹介させていただきます。

○改正品確法対応

発注者責務の一層の明確化

- ◆ 受注者が適正な利潤を確保できる予定価格の設定
- ◆ 多様な入札・契約方法への対応 等

○公共建築工事の円滑な施工確保対策

- ◆ 適正な予定価格の設定方法の普及・促進
- ◆ 公共建築相談窓口によるきめ細かな支援の実施 等

より効果的かつ組織的な対応の必要性

図—1 営繕積算企画調整室発足の背景

2

営繕積算企画調整室発足の背景

なぜ今、「営繕積算企画調整室」なのかというと、基本的な業務は、積算班時代と変わりませんが、一つは、改正品確法への対応です。

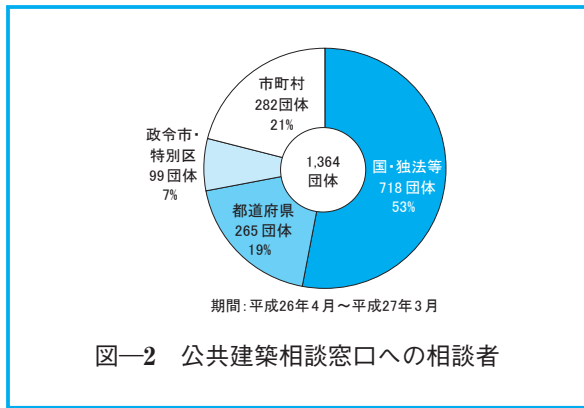
改正品確法では発注者の責務として、①公共工事の品質確保の中長期的な担い手確保のため、受注者が適正な利潤を確保できるよう、取引価格や施工実態等を的確に反映した積算の実施、②入札者・落札者がなかった場合の入札参加者からの見積徴収等による適正な予定価格の設定、③工事仕様の確定が困難な場合に入札参加者に求める技術提案の審査及び価格交渉の結果を踏まえた予定価格の設定等が明記されました。

官庁営繕部では、これまでもさまざまな取組みを進めてきましたが、改正品確法を受け、公共建築工事の発注者の先頭に立ち、「適正な利潤の確保」や「入札・契約方法の多様化」等の課題に組織的かつ先導的に対応する必要があります。

もう一つは、直轄工事だけでなく被災地を始め地方公共団体等を含めた公共建築工事の円滑な施工確保対策です。官庁営繕部ではこれまでもさまざまな対策*1を講じてきましたが、引き続き取り

* 1：官庁営繕工事の円滑な施工確保対策

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html



組む必要があります。本省・地方局に設置している「公共建築相談窓口」*2には、昨年度1年間で「営繕積算方式」をはじめ、約2,200件を超える相談（図一2，表一1参照）が寄せられており、今や「公共建築相談窓口」と「営繕積算方式」は、政府全体に認知され、地方公共団体等や建設業団体からも期待されており、これまで以上に多方面かつハイレベルな対応が求められています。

これらを背景として「営繕積算企画調整室」が発足しました。

3

当面の課題

当面の課題として、まず、改正品確法対応では、公共工事の品質確保の担い手確保のための適正利潤の確保を前提とした適正な予定価格の設定に取り組む必要があります。その対応策の一つとして、一般管理費等や下請経費を本格的に調査し、現行基準の妥当性を検証することとしています。また、適正な予定価格を追求するためには実勢に即した単価・価格の設定と同様に数量積算の精度向上が重要です。このため、現行の数量積算の考え方についてもその妥当性を検証することとしています。

次に公共建築工事の円滑な施工確保対策では、引き続き「営繕積算方式」について、被災地をはじめとした地方公共団体等への普及・促進に努めていきます。

* 2：公共建築相談窓口

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

表一1 公共建築相談窓口への相談内容

| 相談内容 | 延べ件数 |
|-----------|--------------|
| 積算 | 676 |
| 保全 | 491 |
| 設計 | 444 |
| 工事監理 | 201 |
| 入札手続 | 150 |
| その他 | 297 |
| 合計 | 2,259 |

期間：平成26年4月～平成27年3月

「営繕積算方式」は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に、これまで取り組んできた公共建築工事の円滑な施工確保対策を加え、さらに現場の実態に応じた共通仮設費の積み上げ項目（仮囲い、交通誘導警備員、揚重機等）を適切に計上すること等をパッケージ化したものです。

平成25年10月に被災地における円滑な施工確保に資するために作成した「営繕積算方式活用マニュアル」に続き、本年1月には改正品確法に基づき策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、被災3県に限らず全国の円滑な施工確保に資するため、「営繕積算方式活用マニュアル【普及版】」*3を作成し、同方式の普及・促進に努めています。

「営繕積算方式」を適切に活用することにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定と、契約後の物価変動等に的確に対応する適正な変更契約の締結が可能になります。

4

おわりに

改正品確法の理念や円滑な施工確保対策を実現するためには、公共工事の発注機関が連携して取り組むことが不可欠です。

公共建築における技術的な事項についてお困り際には、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等に設置している「公共建築相談窓口」にお気軽にご相談ください。

* 3：営繕積算方式活用マニュアル【普及版】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html